

議案第28号

磐田市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を
改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例
例の一部を改正する条例

磐田市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例（平成27年磐田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第3条第1項中「1の地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に、「員数」を「員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「1の地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 <u>1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者</u>（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(追加)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の66第1号イ</u>）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 <u>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者</u>（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によることができる。次項において同じ。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。</u></p>

現行	改正案
<p>2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に<u>1の地域包括支援センター</u>を設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号によることができる。</p> <p>(1) おおむね1,000人未満 <u>前項</u>各号に掲げる者のうちから1人又は2人</p> <p>(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>前項</u>各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</p> <p>(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>前項</u>第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</p>	<p>3 <u>第1項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に<u>一の地域包括支援センター</u>を設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号によることができる。</p> <p>(1) おおむね1,000人未満 <u>第1項</u>各号に掲げる者のうちから1人又は2人</p> <p>(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>第1項</u>各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</p> <p>(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の<u>第1項</u>第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</p>

磐田市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

地域包括支援センターにおける専門職の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、職員配置について介護保険法施行規則が改正されたため、所要の改正を行う。

1. 改正の概要

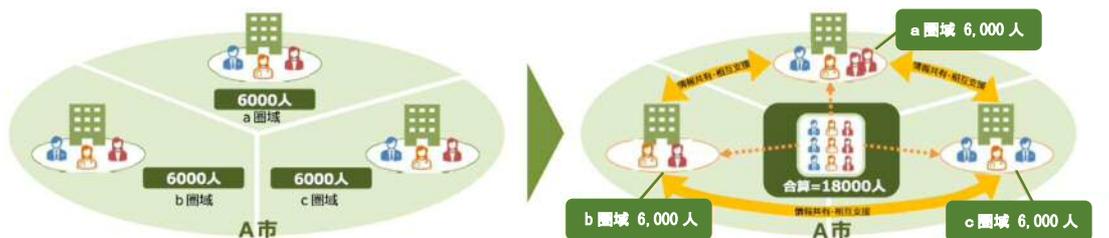
(1) 職員数について

地域包括支援センターに配置すべき3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の職員数について、運営協議会が必要と認めた場合は、常勤換算方法※によることを可能とする。

※常勤換算方法：非常勤職員の勤務延べ時間数を、常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより職員数に換算する方法。

(2) 複数の包括圏域を担当する場合の職員配置について

地域包括支援センターが複数の包括圏域を担当する場合に、第1号被保険者の合計に応じて職員を配置することで基準を満たすものとし、この場合、地域包括支援センターごとに、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないものとする。



(厚生労働省社会保障審議会資料を改変)

2. 施行期日

公布の日